

ホームレスの自立の支援等に関する国の基本方針

「就業機会の提供」追加は実現せず、「敷金支給の明確化」は現実化する

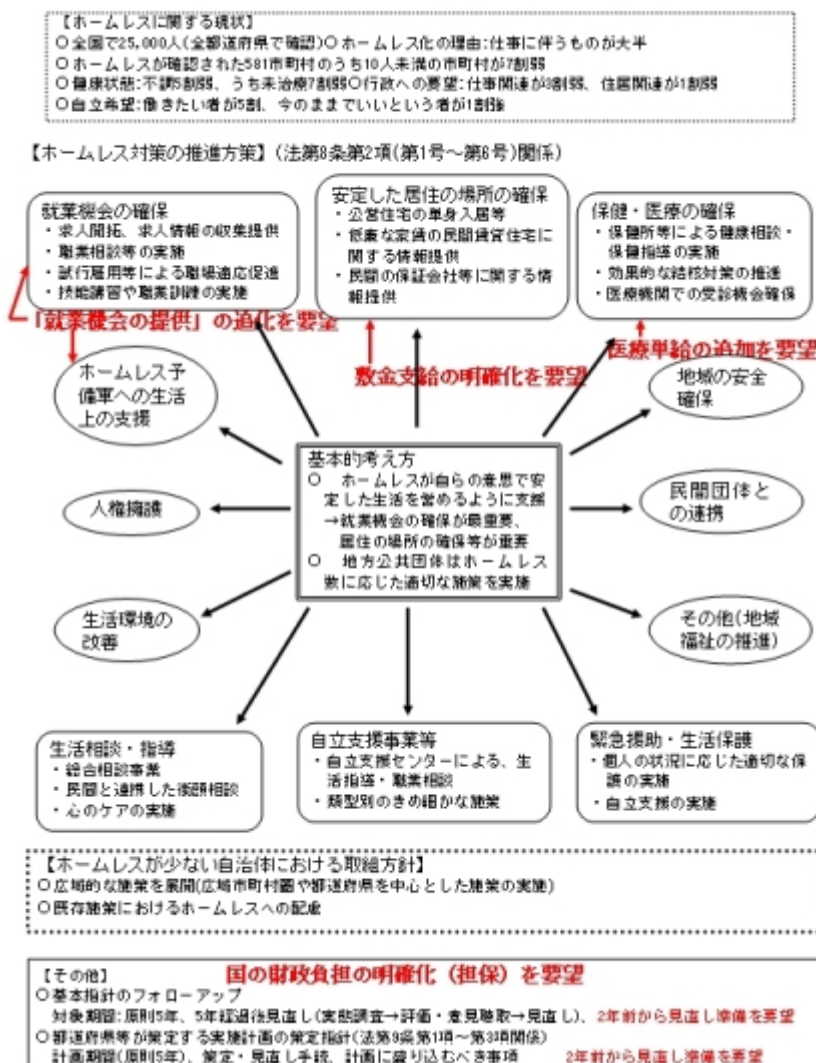
国の基本方針が、7月31日、官報で告示された。

下の図は、案の段階で作成されたものだが、告示されたものは案と比べ大きく変更された所はないので、そのまま紹介する。

図の中で「要望」と書いてあるのは、釜ヶ崎支援機構が「基本方針」の中に加えて欲しいと要望したもの。

図を見ると、国の基本方針には様々なことがあげられていることがわかると思う。しかし、よくよく見れば、じっくり時間をかけて効き目が出るというようなものばかりで、特效薬はない。

ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（案）のポイント



一点突破解決方式から二段階解決方式へ — 国の方針に沿った対応を模索

第一に就労提供でなく、まず住居と生活費の提供、それから就労自立へ援助、ということに

国の基本方針で今すぐ使えそうな部分は、表の図の右下に書かれている「緊急援助・生活保護」だけだと

思われる。

たとえば、「自立支援事業」の欄に書かれている自立支援センターは、現在入所するまで40日以上野宿状態で待機していなければならない。しかも、入所したからと言って就職が決まって安定した生活に戻れることが確定するわけではない。期間内に就職できなかつたらどうなるか、これまでは、はっきりしていなかった。路上に戻った仲間も多い。

「就業機会の確保」の欄では、釜ヶ崎支援機構や釜ヶ崎反失業連絡会が要求していた「就業機会の提供」はなく、求人情報や講習・訓練などが取り上げられているだけで、野宿から畳の上への移行に、直接的な影響はそう大きくないと考えられる。

「安定した居住の場所の確保」では、公営住宅の活用や、低廉な民間住宅に関する情報提供などがかかわれているが、民間住宅情報をどう現実の入居に結びつけるかは、あきらかではない。

結局、今すぐ使えそうなのは、「緊急援助・生活保護」ということになる。

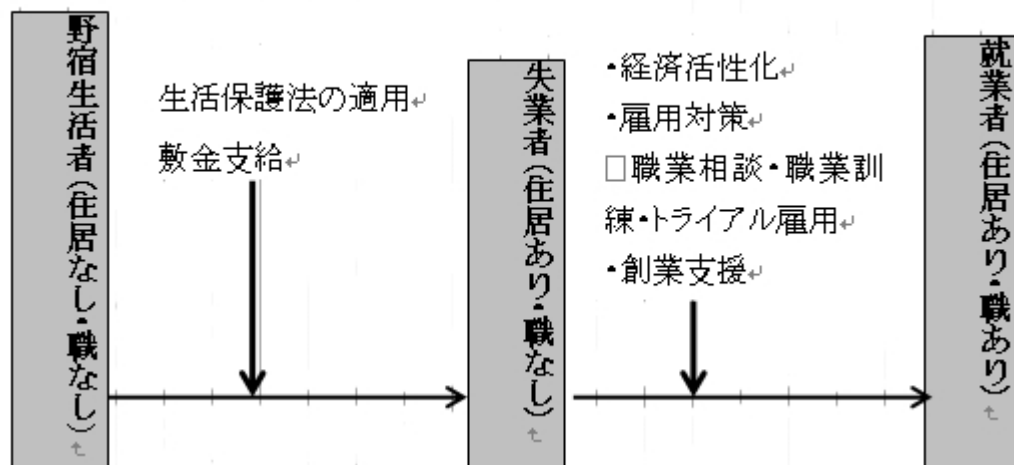
国・厚生労働省も、そのことはよく理解しているようで、基本方針告示と同じ日に、何本かの通知を出している。

極々簡単に言うと、居住場所がないから、あるいは稼働能力(働く力)があるからという理由だけをもって、生活保護を適用できないという判断をしてはならない。居住のない相談者が来て、保護をかける要件を満たしていれば、敷金を出して居住を確保させ、生活保護をかけなさい。こういう内容になる。

大阪では、これまで稼働能力を問われない65歳以上は、敷金のいらぬアパートに入居して、生活保護を受けることができたが、65歳以下は、施設・入院は別にして、生活保護を受けることは困難だった。そのやり方を改めなさい、ということだ。

国の考え方を図に示すと、下のようになる。支援機構や反失連が、具体的な仕事提供によって、失業者を一挙に就業者にして問題解決しようと提案したのに対して、国は、野宿者から失業者、失業者から就業者へと段階を経て移行させる事によって問題解決するという方針を打ち出したと理解される。

国の基本方針の考え方



仲間の要望であった就労獲得が、当面望めないとすれば、緊急避難的に国の考え方の現実化に取り組まざるを得ない。賃貸住宅情報はすでに集めつつある。

大阪市としても、国の方針に沿うべく、検討を始めているようで、9月中旬までには、何らかの対応策が明らかにされるだろうと期待される。

